

千葉市公告第808号

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年9月19日

千葉市長 神谷 俊一

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 業務名称

千葉市衛生センター分析室外空調設備更新

(2) 業務概要

処理棟2階 分析室及び事務室空調機 一式

(3) 履行場所

千葉市中央区村田町893番地（千葉市衛生センター）

(4) 工期

契約締結日の翌日から令和6年3月27日まで

(5) 業種

管工事

2 入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、

次のいずれにも該当しないもの

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該業務の開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

カ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの

キ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者で当該特別徴収を行っていないもの

ク 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置

等を、入札参加申請期限の日から開札日までの間に受けている者

(2) 本案件については、次の入札参加資格要件を満たすものであること。

ア 令和4・5年度千葉市建設工事入札参加資格者名簿において、管工事に登録されている者。

イ 千葉市内に本店を有する者。

ウ 平成30年度から令和4年度の間、空調設備修繕を施工した実績を有する者。

3 入札担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市環境局資源循環部廃棄物施設維持課

電話 043-245-5653

ファクシミリ 043-245-5477

メールアドレス shisetsuiji.ENR@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

(1) 配布場所等

千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「建設工事」のリンク (<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/koji/index.html>) 当事業の箇所からダウンロードすること。

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 工事または修繕業務実績がわかる書類の写し

(空調設備の修繕又は工事を施工した実績がわかる契約書または仕様書等の写し)

(3) 提出場所等

公告の日の翌日から令和5年9月26日(火)までに前記3の入札担当課に持参又は郵送により提出すること。持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとし、郵送による場合は、令和5年9月26日(火)の午後4時30分までに書留郵便にて必着とする。

5 設計図書等の交付及び質問回答

(1) 設計図書等の交付

前記4(1)同様、千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「建設工事」のリンク (<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/koji/index.html>) 当事業の箇所からダウンロードすること。

(2) 質問回答

質問・回答の方法及び質問・回答期限については、設計図書等に記載する。

質問回答期限までに前記3に質問回答書を電子メールにより提出すること。

6 入札及び開札

(1) 入札書提出期限

令和5年10月3日(火)午後4時30分

提出方法 持参又は書留郵便

(2) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和5年10月4日(水)午前10時00分

場所 廃棄物施設維持課

(3) 入札方法

本案件に関する入札及び開札は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入札書の事前提出による非参集型で実施する。入札書を提出する際は二重封筒とし、内封筒には、案件名、入札者の称号または名称及び代表者職氏名を記載し、入札参加資格申請時に申請した使用印鑑で封緘すること。外封筒の表には、朱書きで「入札書在中」と記載し、前記3の契約事務担当課宛とする。

また、入札書を郵送により提出する場合は、書留郵便にて必着で郵送すること。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札時の提出書類

ア 入札書

イ 参加資格確認結果通知書(写し)

(6) 辞退

入札参加者は、入札書を提出する前の入札期間中であれば、入札を辞退することができ。この際、入札(見積)辞退届を、前記3へ商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

(7) 入札保証金 要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。)

(8) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

(9) 落札者の決定

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。なお、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

※最低制限価格は予定価格の3分の2（消費税及び地方消費税に相当する額を除き、千円未満端数切り上げ）とする。

7 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

(1) 再度入札の回数は、1回とする。

(2) 再度入札には、1回目の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

8 契約条件等

(1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件 前払金 無、完了払い

(4) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。

(5) 契約条項については、前記5の設計図書等に含めて交付する。

(6) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

9 その他

(1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。

(2) 契約事務に関し、この公告に定めのない事項については、千葉市契約規則の規定によるものとする。